

麦・大豆等作付拡大支援事業実施要領

令和4年4月18日 決裁

令和4年6月13日 改正

令和5年5月 9日 改正

第1 目的

生産者の経営安定のためには、需要に応じた米生産を行うとともに、水田をフル活用し、収益性を高める取組が重要である。

しかし、需要に応じた米生産に向けた本県の取組状況は、主食用米から飼料用米などの非主食用米への転換が多くを占めており、米から米への転換であるため、定着性が低いという課題がある。

そのため、国産需要の高まっている麦・大豆や、作付転換後の定着性の高い野菜などの高収益作物などへの作物転換が必要である。

米から麦・大豆、野菜等への転換を促し、その定着・拡大による水田経営の収益力向上を図るため、主食用米から当該作物への作付転換もしくは作付拡大、又複数年契約による定着に向けた取組を支援する。

本事業の実施にあたっては、この要領に定めるもののほか、麦・大豆等作付拡大支援事業費補助金交付要綱（令和4年4月18日 決裁。以下「交付要綱」という。）によるものとする。

第2 事業内容

主食用米から麦、大豆、野菜、飼料作物、米粉用米、加工用米、WCS用稲、新市場開拓用米及びごまへの作付転換及び当該作物の作付拡大、又複数年契約による定着に取り組む農業者等（以下、「交付対象者」という。）に対して、事業実施主体が交付する事業。

第3 事業実施主体

事業実施主体は地域農業再生協議会（地域農業再生協議会のない地域は、市町村。以下、「地域協議会等」という。）とする。

第4 事業実施計画書の作成及び承認手続

- 1 事業実施主体は、本事業を実施しようとするときは、管轄する交付対象者から提出のあった作付計画書（様式第2号）の内容を審査し、適正であると認めた場合は、取りまとめの上、様式第1号により事業実施計画書を作成し、知事あて提出してその承認を受けるものとする。
- 2 知事は、その内容が適正であると認められる場合には、これを承認し、事業実施主体に通知するものとする。
- 3 知事は、2の承認を行うに際し、必要があると判断した場合は、関係する書類の提出を要求できるものとする。
- 4 事業実施計画書の重要な変更は、次の（1）から（3）までに掲げる変更とする。
 - （1）事業の中止又は廃止
 - （2）事業実施主体の変更
 - （3）30%を超える補助金の増減

第5 麦・大豆等作付拡大支援事業の実施

- 1 交付対象者

交付対象者は、水田（経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田活用の直接支払交付金の交付対象水田をいう。以下同じ。）において、2に定める対象作物を生産する農業者等とする。

2 支援内容

(1) 作付拡大支援

① 対象作物は、麦、大豆、野菜、飼料作物、米粉用米、加工用米、WCS用稲、新市場開拓用米、ごまとする。なお、麦のみ基幹作と二毛作の合計とし、それ以外は基幹作のみを対象とする。また、飼料作物の支援対象とする範囲は別表1のとおりとする。

② 交付要件は、水田活用の直接支払交付金又は畑作物産地形成促進事業及びコメ新市場開拓等促進事業の交付を受けていることとする。また、麦においては、作付計画書を提出する年度には種する面積が、前作の作付面積よりも拡大し、かつ、当年産の主食用米の作付面積を第5の2(1)④に定める面積以下とすること。

大豆、野菜、飼料作物、米粉用米、加工用米、WCS用稲、新市場開拓用米、ごまにおいては、前作の作付面積よりも合計で10a以上拡大し、かつ、当年産の主食用米の作付面積を第5の2(1)④に定める面積以下とすること。

③ 作付拡大の取組は、実施要領様式1の別紙1及び地番や地図などで、新たに作付拡大したほ場が確認できる資料（営農計画書等）で確認することとする。

④ 主食用米の作付面積は、作付計画書を提出する年度の経営所得安定対策等の交付金にかかる営農計画書等に記載されている主食用米の「生産の目安」に記載されている面積以下とする。なお、集落営農組織の場合は、組織全体で主食用米の作付面積が「生産の目安」に記載されている面積以下であること。集落営農組織に「生産の目安」が割り当てられていない場合は、組織の構成員に示されている「生産の目安」の合計以下の面積とする。ただし、その場合、組織内の補助金の配分については、事前に組織で合意のうえ、実施するものとする。

また、地域農業再生協議会が主食用米の「生産の目安」を提示していない市町村については、地域協議会等での作付面積が県協議会から提示された「生産の目安」の面積以下であった場合も個人が要件を満たしたものとみなす。

(2) 複数年契約加算

① 対象作物は第5の2(1)のうち、飼料作物、米粉用米、加工用米、WCS用稲とする。

② 交付要件は、需要者側（需要者又は実需者団体）へ出荷・販売を目的として、以下の要件を満たす3年以上の複数年契約（当年度からの新規分又は前年度までに複数年契約を締結している場合は前年度からの拡大分）に基づき、対象作物の生産に取り組む農業者等による取組であること。

i 生産者側（生産者又は生産者団体のいずれか）と需要者側（需要者又は需要者団体のいずれか）の契約であること。

ii 販売契約書に各作物の契約面積及び契約価格（契約価格の設定方法を含む）が明確に記載されており、かつ、契約不履行に対する違約条項があること。

iii 新規に締結する複数年契約の期間中の契約面積が維持又は増加するものであること。

また、米粉用米、加工用米、WCS用稲については、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める新規需要米取組計画又は米穀の新用途への利用の促進に関する法律に定める生産製造連携事業計画の認定を受けていること。

なお、飼料作物及びWCS用稲（以下、飼料作物等）は、自家利用を行う場合について

は、別表2の内容が含まれた自家利用計画書が策定されており、かつ、3年以上確実に取り組む場合には当該加算の対象とする。

- ③ 複数年契約の取組は実施要領様式1の別紙2及び販売契約書等で確認することとする。
なお、飼料作物等を自家利用する場合は自家利用計画書により確認することとする。

3 交付対象面積

- (1) 各作物の交付対象面積は別表3のとおりとする。
(2) 交付対象面積の単位はa単位とし、1a未満の端数があるときには切り捨てることとする。

4 交付対象経費

(1) 対象作物への交付

対象作物への交付は3の(1)の交付対象面積に応じて、下表のとおりとする。

支援内容	対象作物	交付単価
作付拡大支援	麦	10,000円以内/10a
	大豆、野菜、飼料作物、米粉用米、加工用米、WCS用稲、新市場開拓用米、ごま	5,000円以内/10a
複数年契約加算	飼料作物、米粉用米、加工用米、WCS用稲	10,000円/10a

(2) 推進事務費

- ① 本事業の実施に係る地域協議会等の事務に要する経費は、予算の範囲内において定額で交付する。なお、交付金額の上限は申請件数に応じて下表のとおりとし、実費相当分を交付するものとする。

申請件数	交付金額
300件以上	170,000円以内
200~299件	140,000円以内
100~199件	110,000円以内
50~99件	80,000円以内
1~49件	50,000円以内

- ② ①の対象となる推進事務費の範囲については、別表4のとおりとする。なお、事業の実施に要する人件費の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第960号経理課長通知)に基づき適正に算定するものとする。

5 交付対象作物に係る作付計画書の作成

- (1) 本事業の補助金の交付を受けようとする交付対象者は、対象作物に係る作付計画書を作成し、管轄する地域協議会等の長に提出するものとする。
(2) 作付計画書は様式第2号により作成するものとし、地域協議会等の長が定める日までに提出するものとする。
(3) 事業実施計画書の変更を行う場合は、第4の1及び第5の6の(1)、(2)に準じた手続を行うものとする。

6 事業の実施状況等の報告

- (1) 交付対象者は、作付計画書に基づく取組状況等について、様式第2号により実施状況報告書を作成し、地域協議会等の長が定める日までに、地域協議会等の長に報告するものとする。
(2) 地域協議会等の長は、その管轄する地域の交付対象者の作付計画書に基づく取組状況等

について、様式第1号により事業実施状況報告書を作成し、事業終了年度の3月20日までに知事に報告するものとする。

7 調査の実施

県は、報告を受けた事業実施状況報告書等について検討し、必要があると判断した場合には、関係する資料の提供を要求し、現地調査を実施できるものとする。この際、地域協議会等の長は、知事の求めに応じ、調査等に協力するものとする。

8 補助金の返還

(1) 地域協議会等の長は、交付対象者が作付計画書に定められた取組を実施しなかった場合には、交付対象者に対し、補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

なお、複数年契約加算においては、交付対象者の申し入れ等により契約の変更や解約が判明した場合は、初年度分の補助金全額を返還させるものとする。

(2) (1)の返還については、自然災害等の交付対象者の責めに帰さない事情により、作付計画書に定められた取組が行われなかったことが確認できる場合にあっては、その対象としないことができるものとする。

附 則

(施行期日)

1 本要領は、令和4年4月18日から施行する。

附 則

1 この改正は、令和4年6月13日から施行する。

附 則

1 この改正は、令和5年5月 9日から施行する。

別表1 (飼料作物の範囲) ※当年産に限る

<p>青刈りとうもろこし、子実用とうもろこし、青刈りソルガム、テオシント、スーダングラス、青刈り麦（らい麦又はえん麦を含む。またサイレージ化したものを含む。）、青刈り大豆、子実用えん麦、青刈り稲、わら専用稲、青刈りひえ、しこくびえ、オーチャードグラス、チモシー、イタリアンライグラス、ペレニアルライグラス、ハイブリットライグラス、スムーズブロムグラス、トールフェスク、メドーフェスク、フェストロリウム、ケンタッキーブルーグラス、リードカナリーグラス、バヒアグラス、ギニアグラス、カラードギニアグラス、アルファルファ、オオクサキビ、アカクローバ、シロクローバ、アルサイククローバ、ガレガ、ローズグラス、パラグラス、パンゴラグラス、ネピアグラス、セタリア、飼料用かぶ、飼料用ビート、飼料用しば</p>

別表2 (自家利用計画書に含まれるべき事項)

<p>(1) 供給される飼料作物等の種類 (2) 圃場の場所及び面積 (3) 飼料作物等の生産数量 (4) 供給する家畜の畜種・頭数 (5) 飼料作物等の自家利用予定数量 (6) 利用期間 (7) 刈取り時期 (8) その他必要な事項</p>

別表3 (交付対象面積)

支援内容	対象作物	交付対象面積
作付拡大支援	麦	・前作の作付面積（基幹作と二毛作の合計）よりも拡大した面積を交付対象とする。
	大豆、野菜、飼料作物、米粉用米、加工用米、WCS用稲、新市場開拓用米、ごま	・左記の作物の合計作付面積が前作の作付面積よりも合計で10a以上拡大した面積を交付対象とする。
複数年契約	飼料作物、米粉用米、加工用米、WCS用稲	当年度からの新規分又は前年度までに複数年契約を締結している場合は前年度からの拡大した面積を交付対象とする。

別表4 (推進事務費の範囲)

区分	内容
賃金	本事業の実施に係る賃金（正規職員の超過勤務及び臨時雇用に限る。）
旅費	本事業の推進、指導、審査に要する旅費
需用費	消耗品費（各種事務用紙、封筒等の文房具費その他消耗品費） 印刷製本費
役務費	通信運搬費（郵便料、電信電話料、運搬費等） 振込手数料
使用料及び賃料	会議会場、事業用機械器具等の借料及び損料
委託費	本事業の推進事務の一部を他のものに委託する場合に当該委託に要する経費
雑費	その他事業の実施に必要な経費（要相談）